

# 相続税の増税改正 — 富裕層でなくとも相続税がかかる！？ —

## 相続税の増税

現在、100 人の死亡者に対し相続税が発生するのは 4 人程度となっています。20 年ほど前には 100 人中 8 人に相続税が発生していましたが、度重なる減税改正により 4 人程度にまで落ち込んでいました。このような状況を改めるため、平成 22 年と平成 23 年の税制改正により、増税改正が行われることになりました（ただし、平成 23 年の改正は、震災の影響で先送りされています）。この改正は、いわゆる富裕層の方々のみならず、一般の方々にも及ぶこととなりそうです。

## 増税項目①：小規模宅地等の特例の改正

### (1) 制度の趣旨及び内容

小規模宅地等の特例とは、相続後の生活基盤となるような自宅等の土地に対する課税を抑えることにより、税金納付のために自宅等を売却しなくて済むように導入されたものです。

特例の対象は居住用の土地と事業用の土地であり、原則として居住用の土地であれば評価額を 80% 減額、事業用の土地であれば 50% 減額できます。なお、この特例を受けるための要件は国税庁 HP などをご確認ください。

### (2) 改正の内容

「生活基盤に対する免税」という制度の趣旨を超えて運用されていた部分は、平成 22 年度改正により制限が加えられています。

#### ① 配偶者等が相続した場合

改正前は、配偶者及び被相続人の同居親族（以下「配偶者等」）がその土地の一部でも相続すれば土地全体を 80% 減額することができていましたが、改正により配偶者等が取得した分以外は 80% 減額することができなくなりました。

#### ② 既に家を所有している子供が相続した場合

改正前は、子供が既に独立して自宅を所有しているような場合等であっても、評価額を 50% 減額することができていましたが、改正によりこの 50% 減額制度は廃止されています。

上記①②の改正により、被相続人の自宅用の土地を配偶者 10%、独立した子供 90% で相続した場合、10% 部分のみ 80% 減額されることになり、残りの 90% 部分はそのままの評価額で相続税が計算されます。

#### ③ 賃貸マンションオーナーの場合

今までは、賃貸用マンションを建設して一部を自宅とし、相続時には配偶者等が相続することで、マンション用地全体を 80% 減額の対象とするような相続税対策が行われてきました。しかし、80% 減額の対象は配偶者等が取得し

た分のみとなったため、居住用部分以外は事業用宅地として 50% 減額の対象にしかならなくなりました。

## 増税項目②：基礎控除額及び税率の改正

### (1) 基礎控除額の改正

平成 23 年度税制改正では、基礎控除額が現行の 5,000 万円＋法定相続人×1,000 万円から 3,000 万円＋法定相続人×600 万円になる予定です。過去の物価上昇に合わせて引き上げられてきた基礎控除額を、物価下落局面にある現状に合わせてしようとするものです。

税制調査会によれば、基礎控除額の引き下げにより、現在の死亡者 100 人中 4 人程度の課税割合が、6 人程度まで上昇すると報告されています。

国土交通省が発表した平成 23 年地価公示によると、東京 23 区の平均公示地価は 1 m<sup>2</sup>あたり 487,800 円であるため、その約 8 割に設定されている路線価は平均で 390,000 円ほどになると予想されます。

独立した子供が取得するなど小規模宅地等の特例が適用できないと仮定すると、123 m<sup>2</sup>（約 37 坪）の土地があれば改正後の基礎控除額 4,800 万円（配偶者＋子 2 人の場合）に達することになり、東京都内に一軒家を持っていれば課税されてしまう恐れがあります。

また、もともと相続税課税が予想されていたような高額財産所有者の場合には、累進税率が適用されるため、基礎控除額の引き下げによる追加税額は 1,000 万円以上になることもあり得ます。

### (2) 税率の見直し

税率についても最高税率が 55%（現行は 50%）になるなどの改正が行われる予定です。

これは、昭和 63 年度改正前の最高税率 75% から下がり続けてきたものを若干戻そうとするものであり、今後さらなる引き上げが行われる可能性もあります。

## 今やるべきこと

昭和 63 年の改正以降、減税を続けてきた相続税が増税へと転じています。

税制改正の影響により、初めて相続税が発生するような場合（財産評価額 4,800～8,000 万円）は、これまで相続税対策などしてこなかった方がほとんどだと思います。また、相続税対策を行ってきた方についても今までの対策が有効なものでなくなってしまった可能性があります。

新たに、又は、改めて、納税額の試算と有効な相続税対策、納税資金対策に取り組む必要があると思われます。

（文責：牛尾）

### 資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

### 資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp